第２章　地域福祉活動の推進体制

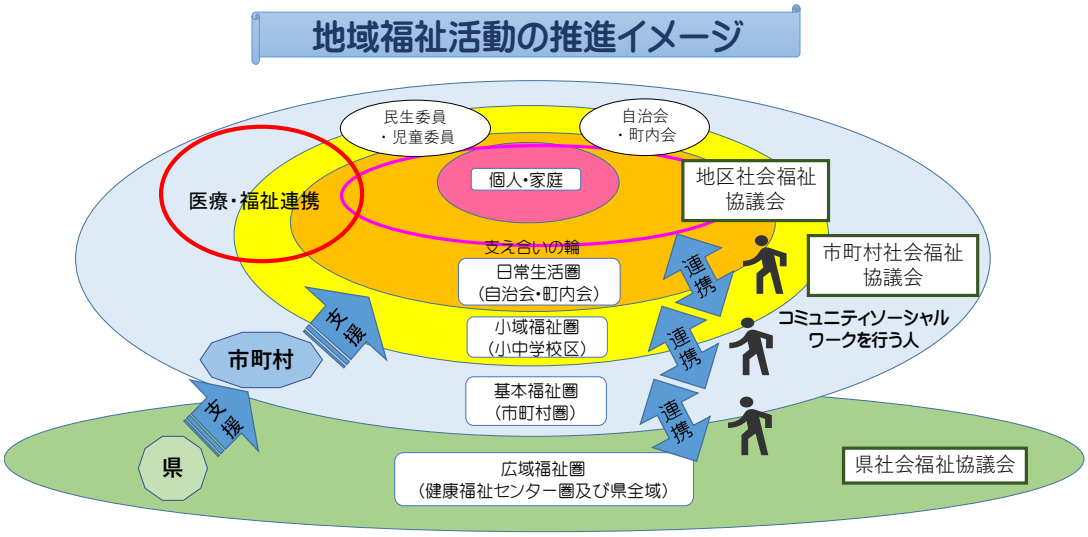
Ⅰ　地域福祉の推進イメージ
Ⅱ　各圏域（エリア）の主な役割
　１　地域福祉活動の基礎となる日常生活圏
　２　日常生活圏の地域福祉活動を支える小域福祉圏
　３　総合的な福祉サービスを提供する基本福祉圏
　４　地域福祉活動を専門性で支える広域福祉圏
Ⅲ　地域福祉の担い手として期待される団体等

Ⅰ　地域福祉の推進イメージ

○　住民が地域に誇りを持ち、地域で安心して暮らし続けるためには、住民自らが主体的に地域づくりに携わることが重要です。一方で、複雑化・複合化した地域生活課題に対応するためには、支援が必要な人を家族や一つの機関だけで支えるのではなく、地域住民や関係機関等がそれぞれの力を持ち寄り、ネットワークにより支える仕組みが必要となります。

○　地域福祉活動の中心は日常生活圏や小域福祉圏であり、各圏域での解決が困難な事例については、より広域で専門的なネットワークとの連携により解決が図られるよう、重層的な支援体制を構築することが必要です。

○　また、複雑化・複合化する地域生活課題に対応するためには、既存の制度や分野の枠組みにとらわれず、地域の実情に応じた柔軟な支援体制を構築することが重要です。



※ネットワークの構成員（機関）は地域の状況や課題等により異なります。

Ⅱ　各圏域（エリア）の主な役割

１　地域福祉活動の基礎となる日常生活圏（自治会・町内会等を中心としたネットワーク）

○　個人や家庭の力だけでは解決できない生活課題を、地域の助け合いの力で解決を図ります。

○　地域住民、自治会・町内会等、地区社会福祉協議会、ボランティア・ＮＰＯ、民生委員・児童委員などが連携し、地域の見守り活動等によって、支援が必要な人や地域の潜在的ニーズを把握し、適切な相談支援機関等につなげます。

○　日常生活圏での解決が難しい生活課題については、小域福祉圏等のネットワークに地域生活課題としてつなぎます。

２　日常生活圏の地域福祉活動を支える小域福祉圏

（おおむね小・中学校区単位のネットワーク）

（１）小域福祉圏のネットワークの役割

○　地域の関係者（機関）による分野横断的なネットワークを構成し、日常生活圏における地域福祉活動をそれぞれの専門性やノウハウで支援します。

○　各日常生活圏のネットワークを結ぶ場となり、日常生活圏等から持ち込まれた地域生活課題を整理し、小域福祉圏での解決を目指します。

○　この圏域でも解決が困難な課題は、市町村圏ネットワークへつなぎ、関係者と協働して解決の道を図ります。

（２）市町村の役割

○　社会福祉協議会等の関係機関や地域住民と連携し、地域の状況を把握するとともに、ネットワークの立ち上げ支援等、小域福祉圏における連携を促進します。

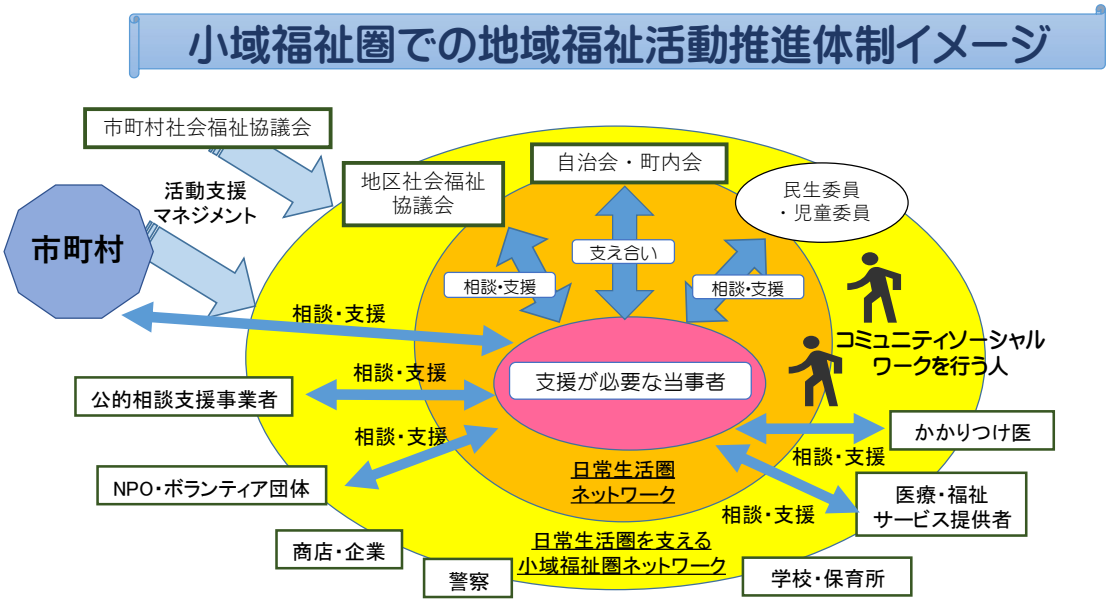
○　地域福祉活動のための環境整備や住民活動の支援を行います。

（３）柔軟な推進体制による推進

○　小域福祉圏における地域福祉活動の推進体制のイメージとしては、小・中学校区（おおむね人口１万人程度の地域）を小域福祉圏と想定しています。

○　小規模な市町村においては、人口や社会資源等の実情に応じて、小域福祉圏を設定せずに基本福祉圏（市町村圏）で代替する等、市町村において適切な圏域を設定することが考えられます。

○　県の施策の中では、地域福祉フォーラム※のうち、小域地域福祉フォーラムがこれに当たります。



※ネットワークの構成員（機関）は地域の状況や課題等により異なります。

３　総合的な福祉サービスを提供する基本福祉圏

（市町村圏）

（１）基本福祉圏のネットワークの役割

○　小域福祉圏における課題解決に向けた支援を行います。

○　専門的な支援が必要な課題には構成員（機関）が有する専門機関とのネットワークを活用し、連携・協働して対応します。

○　課題の解決に制度的な対応等が必要な場合は、市町村等に提案し、その実現に向けた働きかけを行います。

（２）市町村の役割

○　地域福祉計画を策定し、地域福祉を計画的に推進します。

○　公的福祉サービスをマネジメント（管理）し、安定的に提供します。

○　対象者横断的な課題や、「制度の谷間」にある人への支援等に対応するため、総合的な相談支援体制の整備と複合的な課題の解決に対応したネットワークづくりに努めます。

（３）体制イメージ（地域、課題に応じて異なる）

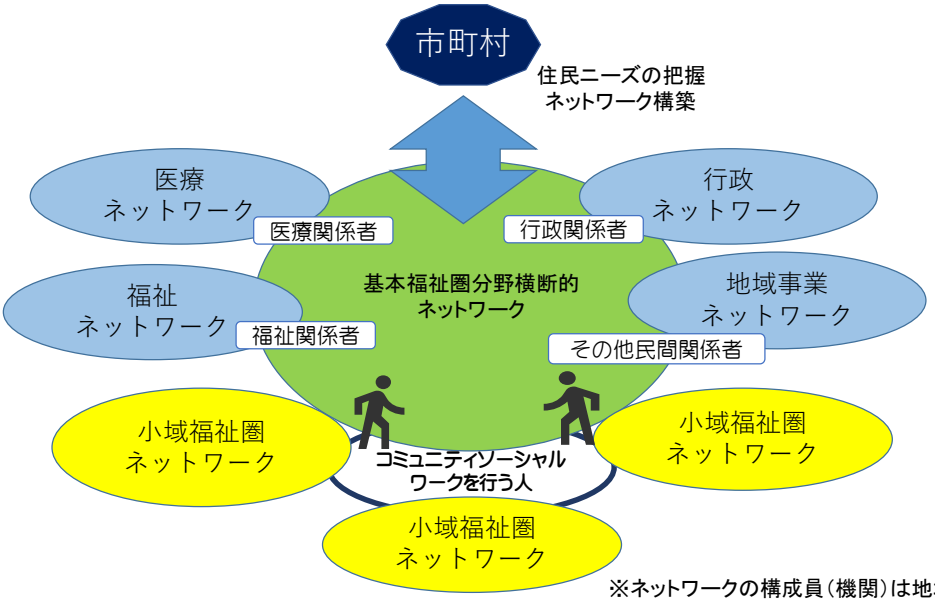
○　基本福祉圏のネットワークでは、小域福祉圏のネットワーク間の調整を行うため、地域包括支援センター※運営協議会や地域自立支援協議会※等の既存の協議体を活用して、基本福祉圏で対応すべき地域生活課題の解決や地域福祉活動、地域づくりを推進します。

○　県の施策の中では、地域福祉フォーラムのうち、基本地域福祉フォーラムがこれに当たります。

○　人口規模の大きな市においては、人口や面積等の実情に応じて、市全域と小域福祉圏の間にサブ圏域（市役所支所単位程度の圏域）を設定し、基本福祉圏と同様の体制を整備するなど、適切な圏域を設定することが考えられます。

○　一方で、人口規模の小さい町村などでは、基本福祉圏の役割として想定されている機能を担うことが困難な場合もあるため、広域での機能確保の仕組みを構築するなど、地域の実情に応じた対応を検討する必要があります。

基本福祉圏における地域福祉活動推進体制イメージ



※ネットワークの構成員（機関）は地域の状況や課題等により異なります。

４　地域福祉活動を専門性で支える広域福祉圏

（１）　広域福祉圏（及び県全域）のネットワークの役割

○　単独の基本福祉圏では解決が困難な、専門的・広域的な取組が必要な課題（地域リハビリテーションの推進、福祉人材の確保・育成・定着、精神保健施策等）に対して、県や専門機関が協働してネットワークを構築し、市町村等と連携して課題解決に取り組みます。

（２）　県の役割

○　県域の職能団体、事業者団体、専門組織等の地域福祉活動を支援し、また、これら団体の連携を促進します。

○　地域福祉、地域づくりに有益な事業や研究成果等を市町村や地域に提案し、協働して取り組みます。

○　地域福祉のネットワークを構築するコーディネーターや地域医療・福祉に携わる人材の育成支援を行います。

○　地域福祉の考え方を普及・啓発し、地域福祉活動の普及に向けた土壌づくりを行うとともに、市町村に対し、施策の企画・立案のための情報提供を行います。

（３）　推進に当たっての考え方

○　地域福祉は、住民や関係者が主体的に日常生活圏、小域福祉圏で活動し、それを基本福祉圏や市町村が支えることによって実現します。

○　県や広域団体は、地域福祉を進めるに当たって、日常生活圏、小域福祉圏、基本福祉圏の活動や市町村の主体性・地域性を尊重し、必要な支援を行います。

○　地域福祉の推進に当たっては、地域住民の主体性が発揮され、福祉専門職等との協働により、地域生活課題の解決とその発生の予防を目指す仕組みとすることが重要です。特に、日常生活圏や小域福祉圏など、住民に身近な圏域においては、住民の主体性・自主性がより一層発揮されるよう工夫が必要です。

Ⅲ　地域福祉の担い手として期待される団体等

（１）自治会・町内会等の地縁団体

○　自治会・町内会等の活動は、地域の環境美化、防災・防犯、地域の見守り、健康づくり、イベント開催等多岐にわたっており、住民に最も身近な組織として地域の重要な役割を担っています。

○　一方で、住民の連帯感の希薄化などに伴い、自治会・町内会等については、加入率の低下や担い手不足、活動の停滞等の問題が生じつつあります。

○　自治会・町内会等は、地域活動を推進するための基本的な単位として、地域住民による助け合い（互助）を支える重要な役割を担っており、地域の中で様々な取組を行うことが期待されています。

○　また、市町村の中には、自治会・町内会への加入を促進するため、転入者などに対して加入を呼び掛けているところもあり、自治会・町内会等が行政と連携して地域活動に取り組むことも重要です。

（２）社会福祉協議会

○　市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条第 1 項により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられています。区域内の住民（地区社会福祉協議会、自治会、町内会、住民等）や民生委員・児童委員、ボランティア団体等によって構成され、様々な社会福祉事業の企画・実施や地区社会福祉協議会の組織づくり、地域住民の社会福祉活動への参加支援等を行っています。

○　また、地域の多様な福祉活動をコーディネートするなど、各市町村の地域福祉推進に不可欠な役割を果たしています。

○　地区社会福祉協議会（社協支部）は、県内に 580 を超える組織があり、ふれあいサロン、見守りネットワーク活動、子育て支援活動など、住民が主体となった小・中学校区等での地域活動を行う基礎組織として定着しており、地域福祉活動の拠点として重要な役割を担っています。

○　社会福祉協議会では、若年層の参加が進まず地域福祉の担い手が不足していること、また、会費や寄附金等の自主財源が伸び悩み、財政基盤が脆弱化していること等が課題となっています。

○　また、地域に活動拠点を確保する等により、地域住民に密着した活動を安定的かつ継続的に行うことや社会福祉協議会の取組に関する広報を強化し、地域住民の認知度向上を図る取組が求められています。

○　さらに、社会福祉協議会が扱う地域福祉の課題は地域生活課題の複雑化・複合化に伴い多様化しており、その課題の解決のためには、個別ケースに関する豊富な知識・経験と多数の関係者との調整が必要となっています。

そのため、個別支援と地域支援の両方のスキルを持った高度な専門性を有する人材の育成が求められています。

○　そのような中、社会福祉法第 110 条第 1 項により、広域的な見地から地域福祉を推進する団体として位置づけられている千葉県社会福祉協議会（県社協）は、県内の幅広い関係者との連携と協働のもとに、地域福祉課題の解決と福祉人材の確保・育成・定着などに取り組んでおり、県全体の地域福祉推進のために、より一層重要な役割を果たすことが期待されます。

（３）民生委員・児童委員

○　「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、創設から 100 年を超える歴史を持つ制度です。また、全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねています。

○　民生委員・児童委員は、それぞれの担当地区において、住民の生活状態の把握をはじめ、支援が必要な人に対する福祉サービスの情報提供や生活相談、助言等の自立に向けた援助を行っています。また、行政との協働・関係機関との連携により、地域生活課題の解決に取り組んでいます。

○　高齢者や障害のある人、孤独・孤立の状態にある人等が増加していることから、公的福祉サービスの利用につなげる役割や、孤独死や虐待などを防ぐ取組、災害時における要配慮者※の把握と支援、認知症等により自ら助けを求めることが難しい人への支援に加え、こどもの見守りや子育て家庭への支援など、地域の状況に応じた様々な役割を果たすことが期待されます。

（４）社会福祉法人・社会福祉施設

○　県内では、社会福祉法に基づき数多くの社会福祉法人が認可されており、福祉や介護などに関する専門人材が数多く従事しています。

○　平成 28 年 (2016 年) の社会福祉法の改正では、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施が法人の責務として位置づけられ、法人の持つ福祉サービスにおける専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、地域づくりと連携し、地域福祉の担い手として、積極的に貢献していくことが期待されています。

○　取組例としては、地域で孤独・孤立の状態にある人を支える居場所づくり、生活困窮世帯のこどもに対する学習支援など、福祉ニーズが多様化し、地域生活課題が複雑化・複合化する中で、既存の制度では十分に対応できない人等に対する支援が考えられます。こうした取組を各法人が創意工夫を凝らして行うことにより、支援体制が重層化され、地域における課題解決力が向上することが期待されています。

○　また、障害福祉施設については、入所施設から地域生活へ移行した利用者等に対する専門的支援、緊急時の支援、余暇活動支援等のバックアップ機能の強化が求められています。

（５）学校・生涯学習施設

○　県内には、令和 7 年度（2025 年度）時点で、小学校が 756 校、中学校が 385 校設置され、また、高等学校は 181 校（全日制、定時制：市立、私立を含む。）、高等教育機関（大学、短大等）は 36 校、特別支援学校は 46 校（国立、公立）設置されており、これら学校は地域の貴重な社会資源です。

○　学校は、運動会や文化祭など年間行事等を通じ、地域に潤いとにぎわいを与えるだけでなく、地域交流の拠点として活用されている事例もあります。地域福祉を推進するためには、学校を中心とした地域活動や児童・生徒と地域との交流等を通じ、地域、学校ともに一層の活性化を図ることが大切です。

○　また、各地域の公民館や図書館をはじめとする生涯学習施設で展開されている、教育分野の取組と地域福祉の取組を地域で一体的に進めることにより、相乗効果が期待できます。

（６）企業・協同組合・事業者

○　企業の地域貢献活動として、共同募金等への寄附や環境美化活動、各種イベントの実施等、事業者の特性を活かした社会貢献活動が推進されており、地域に資源の提供を行う企業も数多く存在しています。

○　また、地域の防犯活動や災害時の行政との協定をはじめ学童保育※の実施、高齢者の孤立化防止活動への参加等、新たな形での地域貢献も行われています。

○　地域貢献活動を行っている企業・協同組合・事業者のＰＲや支援など、企業等への働きかけを強化するとともに、従業員のボランティア活動への参加等、具体的な取組を促進することが必要です。

（７）ＮＰＯ法人・ボランティア団体

○　千葉県のＮＰＯ法人（特定非営利活動法人）数は、令和７年（2025 年）４月１日時点で 1,860 法人（千葉市認証分を含む）となっており、保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり、スポーツ振興、環境保全、災害救援、地域安全、人権擁護、国際協力等多様な分野にわたる活動が県内各地で行われています。その中で、保健・医療・福祉分野で活躍するＮＰＯ法人数は最も多く、福祉の担い手として大きく期待されています。

○　県内の社会福祉協議会で把握している社会福祉等のボランティア活動に取り組む団体数及び登録者数は、【時点更新箇所】令和４年（2022 年）４月１日時点で 3,020 団体、71,673 人でした（出典「ボランティア・市民活動データブック」）。令和７年度（2025 年度）の県政世論調査によると、ボランティアとして活動したことのある人は 40.2％であり、このうち定期的に又は時々活動している人の割合は 14.8％にとどまっていることから、より多くの人の主体的な参加を促す環境づくりが必要です。

○　また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に展開してきたボランティア活動への参加機運の醸成や共生・共助の社会を担う人材の育成など、成果をレガシー※として継承し、各地域に波及させていく必要があります。

（８）千葉県共同募金会

○　共同募金会は、地域福祉の推進を図るため、寄附金を募集し、集まった寄附金を県内の社会福祉事業に配分する共同募金事業を行うことを目的として設置される社会福祉法第 113 条に基づく組織で、市町村社会福祉協議会などの関係団体と協力して、民間の地域福祉活動を財政面から支える役割を果たしています。

○　地域や職場などでの募金活動や福祉活動への助成、広報活動などを通じ、県民の福祉活動への理解と参加の促進、寄附文化の醸成が期待されます。

○　【時点更新箇所】令和３年度（2021 年度）の募金額は、赤い羽根募金、歳末たすけあい募金を合わせて【時点更新箇所】約５億７千万円でした。「じぶんの町を良くするしくみ。」をテーマに、住民ボランティアや地域福祉活動を応援するとともに、災害支援にも役立てられています。

（９）広域・県域の福祉系組織

○　市町村区域を超えた広域、県域での福祉活動を支援する組織には、千葉県社会福祉協議会のほか、例えば千葉県民生委員・児童委員協議会（県民児協）、千葉県社会福祉士会等様々な団体があり、各種研修などを通じた専門職の育成や広域的なネットワークづくりを進められてきました。

○　地域生活課題が複雑化・複合化し、多様化する状況において、市町村単位の組織では、専門性や独自性が高まってきています。こうした中、広域・県域組織においては、これまでの取組の実効性を向上させるとともに、専門的機能の充実を図り、広域・県域組織ならではの役割を発揮していくことが重要です。